

## 強引な送りつけに注意！

### ～健康食品の相談増加中～

#### 【事例1 70歳代男性】

昨日、知らない業者から「以前注文をいただいた健康食品が入荷した。35,000円になる。代引配達で明日届ける。」という電話があった。注文した覚えがないので断ったが、しつこく食い下がられ「受取拒否したら、裁判所から通知が行くから。」と言われた。もし、本当に商品が送られてきたらどうしたらよいか。

#### 【事例2 80歳代女性】

「ご注文の健康食品を今から送ります。」と電話があり、値段を確認すると28,000円で代金引換になると言われた。年金生活なのでそんなに高いものは頼まないし、頼んでいないと話すと、申込みを受けた記録がある、間違いないと言われた。これから、自宅に商品が届くと思うと心配だ。どう対応したらよいか。

健康食品を強引に送りつける相談が県内でも急増しています。相談件数も昨年度1年間の件数を既に上回っています。特に、高齢者からの相談が多く「注文した覚えがないのに、事業者から健康食品を送られてきた。」「『申し込んだのだから支払え。』と高圧的に言われ買ってしまった。」というケースが増えています。

注文していない商品が届いた場合は、**受け取らない、代金を払わない**ことが重要です。

#### 【消費者へのアドバイス】

- ① 注文した覚えのない電話には、「頼んでいない」とはっきり断りましょう。
- ② 商品が届けられた時は、宅配業者に「受け取りません」と拒否してください。代金を請求されても支払う必要はありません。ただし、その後のトラブルに備えて、送り主（業者名）、住所、電話番号などを控えておきましょう。
- ③ 代金を支払ってしまっても、諦めずに最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。解決できる場合があります。

(問合せ先) 行田市消費生活センター(市役所内・内線495)または  
埼玉県消費生活支援センター春日部048-734-0999